

富士川町での子育て生活を応援します！

# 富士川町子育て世帯住宅取得支援事業補助金

富士川町では子育て世帯が住居取得に要する費用を補助します。

## 対象となる世帯

- ・婚姻後 5 年以内の世帯 (令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの間に、婚姻届を提出した又は受理された夫婦)
- ・交付決定年度内に、出生から 18 歳の子を養育している (妊娠中を含む。) 世帯
- ・夫婦の所得金額の合計が 500 万円未満
- ・住宅を取得した日において、夫婦共に 39 歳以下
- ・2 年以上富士川町に定住する意思があること。



## 対象となる経費

子育てに伴い新生活に必要な住居費及び引越費用で

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに支払った次の経費

- ・住宅の購入費
- ・購入に伴うリフォーム費用および引越費用



## 補助金額

### 新築の場合

1 世帯あたり上限 30 万円(夫婦共に 29 歳以下の場合上限 60 万円)

### 中古住宅の場合

1 世帯あたり上限 60 万円(夫婦共に 29 歳以下の場合上限 90 万円)

※裏面もご確認ください。

## 必要な書類

・富士川町子育て世帯住宅取得支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）

- (1) 戸籍謄本（妊娠中の場合は、母子手帳の写しを添付）
- (2) 所得証明書（世帯全員分）
- (3) 貸与型奨学金の返済額がわかる書類の写し（現に貸与型奨学金の返済を行っている場合）
- (4) 住宅の売買契約書及びその支払いを証する領収書等の写し
- (5) 住宅リフォームの請負契約書及びその支払いを証する領収書等の写し
- (6) 引越費用を支払ったことを証する領収書等の写し
- (7) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

## 申請・お問い合わせ先

富士川町役場 政策秘書課 政策推進担当 TEL:0556-22-7216